

事業者の皆さんへの支援

対象	制度名	内容	問い合わせ
売上げが半分に減少	持続化給付金	法人 上限 200 万円 個人事業主 上限 100 万円 1 カ月の売上が前年同月比で 50% 以上減少した事業主に給付金を支給	持続化給付金事業 コールセンター ☎ 0120-115-570 (午前 8 時 30 分～午後 7 時)
	香川県 持続化応援給付金	1 事業者につき一律 20 万円 国の持続化給付金の給付を受けた、県内に事業所を有する中堅企業、中小企業その他の法人および県内に住所を有するフリーランスを含む個人事業主に給付金を支給	香川県持続化応援給付金 コールセンター ☎ 087-832-3881 (平日午前 9 時～午後 5 時)
雇用を維持できない	雇用調整助成金	最大 10 割の助成 一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、休業手当などの一部を助成	雇用調整助成金コールセンター ☎ 0120-60-3999 (午前 9 時～午後 9 時) 香川県労働局助成金センター ☎ 087-811-8923
	香川県緊急雇用維持助成金	一時休業により国の雇用調整助成金の支給決定を受けた事業主に対する県独自の助成	県緊急雇用維持助成金申請・相談窓口 ☎ 087-832-3880 (平日午前 9 時～午後 5 時)
子の世話で従業員が休業	小学校休業等対応助成金	1 日当たり 1 人につき 8,330 円(上限) ※4月1日以降 15,000円(上限) 臨時休業などをした小学校などに通う子どもの世話が必要となった従業員に対し、特別休暇(年次有給休暇でない有給休暇)を取得させた事業主に対して助成金を支給	学校等休業助成金・支援金等 コールセンター(厚生労働省) ☎ 0120-60-3999 (午前 9 時～午後 9 時)
子の世話で休業(個人で仕事をする人向け)	小学校休業等対応支援金	1 日当たり 1 人につき 4,100 円(定額) ※4月1日以降 7,500円(定額) 臨時休業などをした小学校などに通う子どもの世話が必要となり契約した仕事ができなくなった「個人で仕事をする保護者」に対して助成金を支給	
資金繰りのため融資を受けたい	セーフティネット保証制度	新型コロナウイルスの影響で経営の安定に支障が生じている中小企業者を信用保証協会が一般保証とは別枠で保証 ※申し込みには市の認定が必要	融資の申し込み・相談は取引のある金融機関まで 【制度に関する問い合わせ】 新型コロナウイルス対策課 ☎ 73-3034
	香川県 新型コロナウイルス感染症対応資金	融資枠 4,000 万円 3 年間無利子、全期間保証料ゼロ 売上高などが一定以上減少した中小企業者	県中小企業対策相談窓口 ☎ 087-832-3347 (平日午前 9 時～午後 5 時)
家賃の支払いが苦しい	家賃支援給付金	法人 最大 600 万円 個人事業主 最大 300 万円 一定の売上げ減少要件を満たす中小企業などに対して給付金を支給	家賃支援給付金コールセンター ☎ 0120-653-930 (午前 8 時 30 分～午後 7 時)
	香川県 家賃応援給付金	法人 最大 60 万円 個人事業者 最大 37.5 万円 国の家賃支援給付金の支給を受けた中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者などに、上乗せで県が支給	香川県家賃応援給付金 コールセンター ☎ 087-832-3800 (平日午前 9 時～午後 5 時)
納税が難しい	固定資産税の軽減	令和 2 年 2 月から 10 月までの任意の連続する 3 カ月間の売上高が前年同期間と比べて 30%以上減少している中小企業・小規模事業者は、事業用家屋と償却資産について、令和 3 年度分の固定資産税・都市計画税が軽減されます ・30%以上 50%未満減少している事業者：2 分の 1 ・50%以上減少している事業者：全額	税務課 ☎ 73-3006

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている皆さんへの支援情報

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている皆さんへの支援を紹介します。また、支援情報は市ホームページで随時更新していますので支援の詳細や最新の情報は、市ホームページをご覧ください。



市民の皆さんへの支援

対象	制度名	内容	問い合わせ
子育て世帯	市独自 子育て世帯 特別定額給付金	対象児童 1 人につき 2 万円 令和 2 年 4 月 27 日現在において三豊市に住所を有する 18 歳以下の児童がいる世帯に対して支給 ※申請期限: 9 月 30 日(水)	子育て支援課 ☎ 73-3016
	子育て世帯への 臨時特別給付金	対象児童 1 人につき 1 万円 令和 2 年 4 月分(新高校 1 年生などの 3 月分を含む)の児童手当受給者に対して支給(特例給付受給者は除く) ※申請期限: 9 月 30 日(水)	
	ひとり親世帯 臨時特別給付金	【基本給付】1 世帯 5 万円、 対象児童 2 人目以降 3 万円加算 児童扶養手当受給資格者の要件を満たす、ひとり親世帯などに対して支給 【追加給付】1 世帯 5 万円 基本給付対象者のうち、新型コロナウイルスの影響を受けて収入が減少した人(家計急変者は除く)に対して支給 ※申請期限: 令和 3 年 2 月 26 日(金)	
収入減で家賃が払えない	住居確保給付金の支給	離職や休業などによる収入減少で住居を失う恐れのある、離職・廃業後 2 年以内、または、休業などにより収入が減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人に対し、家賃相当額(上限あり)を支給	福祉課 ☎ 73-3015
休業手当がもらえない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業前賃金の平均の 80% (日額上限 11,000 円) 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払なし)した中小企業の労働者に支給	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎ 0120-221-276
休業・失業などにより生活資金で悩んでいる人	緊急小口資金(主に休業された方向け)	貸付上限 20 万円 据置期間: 1 年以内 返済期間: 2 年以内	市社会福祉協議会 ☎ 63-1014
	総合支援資金(主に失業された方など向け)	単身世帯 月 15 万円以内 2 人以上の世帯 月 20 万円以内 貸付期間: 原則 3 カ月以内 据置期間: 1 年以内 返済期間: 10 年以内	個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎ 0120-46-1999 (午前 9 時から午後 9 時まで)
納税が今は厳しい	市税の納付などの猶予	市税を一時的に納付できない事情のある人には「徴収の猶予」や「換価の猶予」が適用される場合があります ※固定資産税の第 2 期分の納期限は、9 月 30 日(水)に延長しています	税務課 ☎ 73-3006
国民健康保険税など	国民健康保険税などの減免など	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料の減免に関する事	税務課 ☎ 73-3006
		国民年金の納付の猶予・免除などに関する事	市民課 ☎ 73-3005